

尖閣諸島と竹島の領土問題

学習資料

尖閣諸島



東シナ海の南西部（八重山諸島）にある島嶼群。石垣島北方約130 - 150kmの、北緯25° 44' - 56'、東経123° 30' - 124° 34'の海域に点在する。尖閣列島（せんかくれつとう）ともいう。（wikipedia）

竹島

日本海の南西部、北緯37度15分、東経131度52分に位置する島。（wikipedia）



●真実がわかる 明日が見える—「しんぶん赤旗」をぜひお読みください。
(日刊紙3400円/日曜版800円)

国政事務所ニュース 2012年 9月号外

発行：日本共産党国会議員団愛知事務所
〒460-0007 名古屋市中区新栄3-12-27 電話052-261-3461
日本共産党の見解を紹介します。ご意見、ご感想をお寄せ下さい。

真に公正な解決を

では、立木談話で「検討すべき問題がある」とのべられている、朝鮮民主主義人民共和国や「韓国」の主張はどんなものでしょうか。

一言でいえば、日本政府の一九〇五年の日本領編入は、日本が「日韓議定書」（一九〇四年二月）「日韓協約」（一九〇四年八月）を強制して、朝鮮の外交権を事実上掌握しており、朝鮮は島根県告示に異議をとねえる余地さえない条件のもとでおこなわれたもので、無効であるという主張です。

この主張にたいし、日本側には「日韓協約」は「単に『日本政府の推せんした外国人一名を外交顧問として外部に備うこと』を既定したに止り現実に日本政府の推せんした外国人はアメリカ人であり、

日本は韓国の外交権に干渉した事実はなく」「日本政府に抗議するを妨げなかったのである」といった議論がありま（田村清三郎「竹島問題の研究」）。外務省にもこれと類似の見解をのべたものがあります。

しかし、これは事実に戻す議論で、一九〇五年の日本と朝鮮との関係についていえば、日本が朝鮮の外交権を事実上うばっていたことはかくすことのできない事実です。

明治政府はすでに一九〇四年（明治三十七年）五月三十一日に閣議決定した「対韓施設綱領」で、もし外交を韓国当事者に一任すれば、危険な事態になるかもしれないから「外交案件の処理に關してあらかじめ帝國政府の同意を要する旨を約せしむるを期す」こと、この企画遂行前にも、

外交顧問官をいれて外政の監督をおこなうこと、そして外交顧問はむしろ外国人をもつてこれにあて、帝國公使の下にその職務をとらせれば「内外に對し円滑に我目的を達し易かるべし」ときめていました。

この手のこんだ方針にそつて結んだ「日韓協約」で日本は、朝鮮に、日本の推薦する外交顧問（アメリカ人）をおかせ、事実上、朝鮮の外交権をうばったのです。だからかりに当時朝鮮が日本の竹島領有にたいする異議をもつていたとしても實際上異議をとねえることができなかつたことは事実といえましよう。

明白な歴史上の事実をまげたり、内政干渉と侵略を合理化するような態度をとつたのでは竹島問題の公正な解決は

できません。立木談話はこのことをいつているのです。

もちろんこのことは、日本共産党が竹島は日本領ではなく朝鮮領だと主張していることを意味するものでも、「韓国」による一方的な竹島占拠を容認するものでもありません。

立木談話がいうように、「複雑な経過と背景をもつ竹島問題は、なによりも相互の主権尊重、平和友好の精神と原則を優先させて解決される必要がある」、そのためには、根拠ある主張には、問答無用の態度をとつてはなりません。（「赤旗」一九七七年三月二日）

尖閣諸島問題

二〇一〇年十月四日に日本共産党が発表した「尖閣諸島問題 日本の領有は歴史的にも国際法上も正当」と題する見解（次ページに見解のポイント）が今日の問題を見るうえで重要です。

当時、日本共産党は、この見解にもとづいて日本政府に申し入れもおこない、衆院本会議や予算委員会の質問でも、日本政府の問題点について、「歴代の政府が一九七二年の日中国交正常化以来、本腰を入れて日本の領有の正当性を主張してきたとはいえない点にある」と指摘しました。これにたいして、当時の菅首相は「正しい理解がえられるよう今後とも努力する」と答えました。しかし、その後日本共産党は、「尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない」というだけで、三十回以上日中間の会談や懇談をおこなってきたにもかかわらず、尖閣諸島問題で突っ込んだやりとりを交わした形跡はなく、日本政府が国際社会に主張した例も見当たりません。

日本共産党は、この見解にもとづいて日本政府に申し入れもおこない、衆院本会議や予算委員会の質問でも、日本政府の問題点について、「歴代の政府が一九七二年の日中国交正常化以来、本腰を入れて日本の領有の正当性を主張してきたとはいえない点にある」と指摘しました。これにたいして、当時の菅首相は「正しい理解がえられるよう今後とも努力する」と答えました。しかし、その後日本共産党は、「尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない」というだけで、三十回以上日中間の会談や懇談をおこなってきたにもかかわらず、尖閣諸島問題で突っ込んだやりとりを交わした形跡はなく、日本政府が国際社会に主張した例も見当たりません。

日本共産党は、この見解にもとづいて日本政府に申し入れもおこない、衆院本会議や予算委員会の質問でも、日本政府の問題点について、「歴代の政府が一九七二年の日中国交正常化以来、本腰を入れて日本の領有の正当性を主張してきたとはいえない点にある」と指摘しました。これにたいして、当時の菅首相は「正しい理解がえられるよう今後とも努力する」と答えました。しかし、その後日本共産党は、「尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない」というだけで、三十回以上日中間の会談や懇談をおこなってきたにもかかわらず、尖閣諸島問題で突っ込んだやりとりを交わした形跡はなく、日本政府が国際社会に主張した例も見当たりません。

をもつてこのことを公示しました。

竹島はこれ以来、日本領とされてきました。そして一九五二年に日「韓」間で紛争が起こるまで、どこからも異論が出たことはありません。

「平和」条約でも除外せず

ところで、戦後一九四六年一月、連合軍司令部は鬱陵島、濟州島、伊豆諸島、奄美、沖繩などとともに、竹島を日本の行政領域外にすることを指令してきました。このことでもあって「韓国」は、サンフランシスコ「平和」条約で竹島は「韓国」領になったと主張しています。

しかしこれは、マッカーサー司令部自身も「小島しょ所属の最終決定にかなする連合軍の指示と解すべきではない」と説明しており、竹島の日本

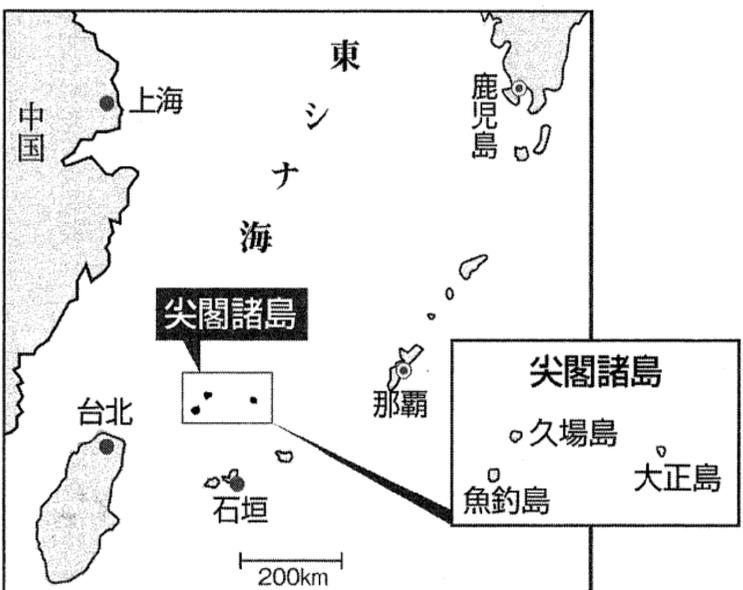


サンフランシスコ平和条約に調印する吉田茂首相

領土を否定したものではありません。

そしてサンフランシスコ「平和」条約第二条 a 項は「日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対する行政権停止の占領軍司令も当然その効力を失い、経過にはちがいがあっても伊豆諸島、奄美、沖繩などが日本領に帰したと同じように、日本の行政

当性について、国際社会および中国にたいして、理をつくして主張する冷静な外交努力を怠ってきたことが、今回のような事態が繰り返される根本にある問題です。両国間の緊張をさらに高める行動を双方がつかうべきです。



領域に帰ることになったので

ところが、サンフランシスコ「平和」条約発効三カ月前の一九五二年一月十八日、「韓国」政府は、いわゆる「李承晩ライン」を一方的に設定し、竹島をこのライン内にとり込み、竹島（朝鮮名を「独島」）を「韓国」領と主張しました。

日本政府がこれに抗議して、日本領を主張してきたのに対し、「韓国」政府は「独島は歴史上完全な韓国領土であり、日本はこれを奪取した」と主張しつづけています。こうして竹島の領有をめぐる日「韓」紛争がもちあがったのです。

なお朝鮮民主主義人民共和国も竹島（独島）を朝鮮領だと主張しています。しかし、

朝鮮側の地図などには一九五八年ごろまで竹島（独島）を朝鮮領外においたものもあります。

日本政府は、一九六五年の「日韓条約」締結のさい、竹島の領有をふくめて一括解決するといっていました。実際には、解決されませんでした。「日韓条約」と同時にとりかわした「紛争の解決に関する交換公文」では、「両国の紛争は、まず、外交上の経過を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続きに従い、調停によって解決を図るものとする」ことを合意しました。

しかし、「韓国」政府は竹島問題解決の交渉にも応じていません。そして現在も海洋警備隊を常駐させ、「韓国」国旗をたてて軍事占領をつづけているのです。

文七年)に出雲藩士の齋藤豊仙という人が、隠岐島を巡視したさいの見聞を編さんした『隠州視聴合記』(巻一)という本だとされています。

この本にはじまって、十七世紀後半になるといくつかの文献に現在の竹島(当時「松島」)の名があらわれ、当時から日本人が竹島について正確な知識をもっていたことや同島にさざえやあわびをとりについていたことが文献によってもあきらかになっています。一方「韓国」側は、一四五四年刊の「世宗実録地理志」など十五世紀以来の古文獻にある「千山島」や「三峯島」が、今日の竹島(朝鮮名「独島」)だといっています。

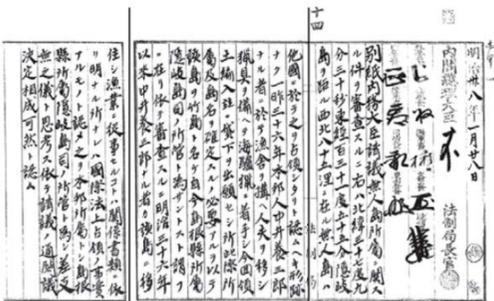
一九〇五年に日本領編入

しかし、立木見解でものべ

られているように、「十九世紀末まで無価値な無人の岩礁であつたこの島の帰属は、必ずしも文獻的に明確ではなく、竹島を「朝鮮帰属」としていた日本側の文獻もありません。

たとえば、朝鮮の内情をさぐってこいという使命をおび「外務省出任」として朝鮮に送りこまれた佐田白芽らが一八七〇年(明治三年)四月外務省に提出した「朝鮮国交際始末内探書」いわば、朝鮮についてのスパイ報告書には、「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」という一項があります。ここにいう「松島」は現在の竹島、「竹島」は現在の鬱陵島です。この文獻は「日本外交文書」(第三巻)に収録されています。

明治政府は、一九〇五年(明治三八年)一月二十八日の閣議で同島を竹島という島



1905年1月28日閣議決定

名で、日本領とし島根県所属にすることを決定しました。

一九〇五年の竹島編入は、竹島であしか狺に従事していた隠岐島の中井養三郎が同島の「領土編入並に貸下願」を提出したことをうけたものでした。同年一月二十八日の閣議決定は、中井の願出を「審査スルニ明治三十六年以来中井養三郎ナル者該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ関係書類ニ依リ明ナル所ナレハ国際



中井養三郎らが経営する竹島漁獵会社の様子(1909年撮影、古今書院提供)

そして、この閣議決定にもとづく内務大臣訓令をうけて島根県知事は、同年二月二十二日、「島根県告示第四十号」

近代まで「無主の地」

尖閣諸島の存在は、古くから日本にも中国にも知られており、中国の明代や清代の文獻にも登場します。しかし、日中両国には、同諸島に住民が居住していた記録はありません。近代にいたるまで尖閣諸島は、いずれの国の領有にも属さず、いずれの国の支配も及んでいない「無主(むしゅ)の地」(国際法)でした。

国際法でも正当

その後、尖閣諸島を探検した日本人の古賀辰四郎氏が1885年に同島の貸与願いを申請。政府は、沖縄県などを通じた現地調査のうえで、1895年1月の閣議決定で尖閣諸島を日本領に編入しました。歴史的には、この措置が尖閣諸島に対する最初の領有行為でした。これは、「無主の地」を領有の意思をもって占有する「先占」にあたり、国際法で正当と認められている領土取得の権原の一つです。

日本が実効支配 中国も認めていた

日本政府は、尖閣諸島を沖縄県八重山郡に編入したあとの1896年9月、古賀氏に4島の30年間の無料貸与の許可を与えました。古賀氏は尖閣諸島の開拓に着手し、「古賀村」が生まれました。1919年には魚釣島付近で遭難した中国漁民を住民が救助した際、中華民国の長崎駐在領事から送られた感謝状には、尖閣諸島がはつきりと日本の領土として記述されていました。

中国は75年間 一度も抗議せず

中国側は、尖閣諸島の領有権を主張しています。しかし、その最大の問題点は、中国が1895年から1970年までの75年間、一度も日本の領有に對して異議も抗議もおこなっていないことです。中国、台湾が尖閣諸島の領有権を主張しはじめたのは1970年代に入ってからです。

侵略によって奪った 土地ではない

尖閣諸島に関する中国側の主張の中心点は、同諸島は台湾に付属する島嶼として中国固有の領土であり、日清戦争に乗じて日本が不当に奪ったものだ、という点です。日清戦争(1894〜95年)で日本は、台湾とその付属島嶼、澎湖列島などを中国から不当に割譲させ、中国への侵略の一步をすすめました。しかし、尖閣諸島は、日本が不当に奪取した中国の領域には入っていません。

日清戦争の講和条約(下関条約)の経過からみて①日本による尖閣領有の宣言が交渉開始の2ヵ月ほど前である②条約は尖閣について一切言及していない③交渉過程で中国側が抗議した事実はない④条約締結後の交換公文で台湾附属島嶼に含まれていないことは明らかです。

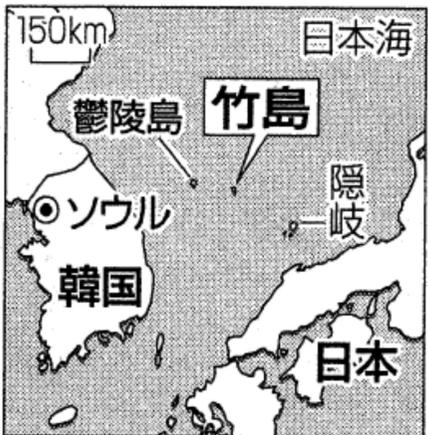
このように、日本による尖閣諸島の領有は、日清戦争による台湾・澎湖列島の割譲という侵略主義、領土拡張主義とは性格がまったく異なる、正当な行為でした。

竹島問題

ジ参照)で、竹島の領有を日本が主張することには、

竹島問題は、日韓両国間の緊張を高めるような行動はとるべきではありません。領土問題の解決は、あくまでも歴史的事実と国際法上の道理にもとづき、冷静な外交交渉によって解決をはかるべきです。

日本共産党は、一九七七年に発表した見解(次ページ)



歴史的根拠があると主張しています。同時に、竹島問題をどうやって解決するかという問題では、日韓間に解決を話し合うためのテーブルそのものが無いという現状を打開していく努力が重要です。韓国側は、独島(韓国側の竹島の名称)は韓国の領土だとして、この島の領有権をめぐっては話し合いさえ拒否する状況にあります。そうした状況を招いた日本側の問題点として、一九六五年の日韓基本条約の締結にいたる過程での竹島領有をめぐる往復書簡による論争でも、日韓基本条約でも、



姜萬吉(カン・マンギル)高麗大学名誉教授(右)らに靖国神社・遊就館の資料を見せる志位和夫委員長(左)

そして今日にいたるまで、日本政府が一貫して韓国併合——植民地支配にたいする反省をしてこなかったという問題があります。たとえば、竹島の日本への編入がおこなわれたのが一九〇五年であり、すでに日本が武力でもって植民地化していく過程であり、韓国の外交権が奪われていたことは動かしがたい事実であるにもかかわらず、日本政府は

その事実さえ認めようとしていません。韓国併合が違法・不当なものだったというところも認めようとしていません。「従軍慰安婦」の問題についても、誠実に歴史に向き合って解決をはかるという立場がありません。こうした立場をあらため、日本が過去の植民地支配への根本的な反省にたつてこそ、竹島問題について冷静に話し合うテーブルをつくることができます。そうしたテーブルができれば、双方が歴史的事実を突き合わせて、問題を外交交渉によって解決する道が開かれます。そのことは、志位委員長(左)の初訪韓のさいの、韓国政界指導者との会談などでも明らかにになったことでした。

竹島問題について

立木外交政策委員長が見解

一、二百カイリ時代をむかえ、日本の領海十二カイリ化にあたって、日本の漁業のうえからも竹島の帰属があらためて大きな問題となってきた。竹島の帰属をめぐる紛争は

一九五二年、「韓国」が李承晩ラインによって同島を一方的に囲いこみ、占拠したことから始まった。六五年の「日韓条約」締結にさいしても紛争は解決されなかった。朝鮮民主主義人民共和国も、竹島を朝鮮領土として主張している。

しかし、竹島は、一九〇五年に島根県に編入されて以来半世紀にわたり日本領とされてきた。一九五一年のサンフランシスコ条約第二条a項も、竹島を、朝鮮にたいし放棄する島のなかに含めていない。

日本共産党は、日本の領有権の主張には、国際法上明確な根拠があると考える。

一、他方、竹島の帰属をめぐる歴史的状況についていえば、一九世紀末までは無価値な無人の岩礁であったこの島の帰属は、必ずしも文献的に明確ではなかった。

一九〇五年の日本の領有手続きについて、朝鮮民主主義人民共和国も「韓国」も、無効を主張している。明治政府が朝鮮植民地化を進めていた当時の状況からいって、この主張については検討すべき問題がある。

さらに朝鮮が南北に分かれており、日本政府が「韓国」とゆずして米日「韓」軍事同盟を強化している状況は、竹島問題をいっそう複雑にしている。

このような複雑な経過と背景をもつ竹島問題は、なによ

りも相互の主権尊重、平和友好の精神と原則を優先させて解決される必要がある。

一、日本共産党は、領土問題の根本的解決は、「韓国」のあいだではなく、統一された自主、独立の朝鮮との話しあいによっておこなわれるべきであることを主張する。

竹島問題を正しく解決するため、「韓国」は竹島の一方的占拠を中止すべきである。同時に、現在日本と「韓国」ともに公海の漁場として操業をおこなっている同島周辺の海域は、ひきつづき現状どおり入りあい操業が継続されることは当然である。(「赤旗」一九七七年三月一日)

【解説】竹島問題の背景

古くから知られた島

竹島は島根県隠岐島の西北約百五十九キロメートル、朝

鮮の鬱陵島の東南約九十二キロ、北緯三七度九分三〇秒、東経一三一度五五分の地点にある小さな島です。東島、西島と名づけられる二つの島とその周囲にある数十の岩礁からなり、その総面積は〇・二三九平方キロ、つまり東京の日比谷公園よりすこしひろいぐらいです。

同島は、南西にわずかに雑草がはえているだけで、樹木は一株もないはげ岩で、飲料水もなく、また全周が断崖で、海があっても船が避難できる場所もないため、人が常住することはできません。

とはいえ、竹島は日本海航海者の好目標であったため、古くから日本人にも知られ、「松島」の名で文献にもあらわれてきた島です。

竹島(当時の「松島」)について最初に記述している日本の文献は、一六六七年(寛